

## 令和3年度 社会福祉法人東静会 事業報告

### 法人施設の状況報告

のぎくホームは令和3年3月31日現在、12世帯33名が在籍していた。令和4年3月31日現在は17世帯47名である。しかし、令和3年度の単年度で見ると暫定定員となる。全国的に新型コロナが影響していることから厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症に係る暫定定員設定の取扱いについて（令和4年3月24日）」を通知し、「児童福祉法による児童入所施設措置等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正を行うこととした。これは令和2年度分、3年度分の暫定率が90%に達しない時はその年度を除外して計算できるとし、適応時期は令和4年4月1日を予定している、とのこと。

### 法人事業報告

新型コロナ感染症に伴い、令和2年5月に東京事務所を設けたことである。国からの要請もあり、極力、県を超えての移動を避けることで感染防止対策として決断した。これは所管課に見解を求め、理事会での同意を得て実施したものである。令和4年度も対面による会議の開催ができる状況にないことから東京事務所を活用した。

#### ① 理事会の開催について

理事会は書面による表決を第1回6月5日、第2回6月26日、第4回3月29日に開催し、第3回の会議は新型コロナが下火となったことから11月2日に対面による会議とした。

#### ② 監事監査について

決算監事監査は5月14日に実施した。10月6日に定期会計監査、12月8日に定期業務監査を実施した。監事からの「監事監査実施計画書」が提出された時に定期監査を省略する旨の通知があったが新型コロナ感染状況をみながら実施できた。

③ 評議員会の開催について

評議員会の第1回は6月18日に書面表決とし、第2回は11月11日に対面による会議とした。

④ 公認会計士による外部監査について

公認会計士による外部監査は5月8日の決算監査、9月20日、12月5日の定期監査と例年より1回減ったが外部監査は確実に実施された。当法人では平成29年度から河俣公認会計士と監査契約を締結し、会計監査を実施している。沼津市によると税理士、公認会計士等による外部監査を導入している市内の法人は3割に留まっている。

⑤ 評議員選任・解任委員会（以下委員会）について

4月15日に委員会を開催した。委員会運営規則第3条の委員会の構成は監事1名、職員1名、外部委員1名でオブザーバーとして理事長、業務執行理事が参加した。事務局から推薦された9名は全員承認された。評議員の任期は4年であり、事故等がなければ4年ごとに開催される。

⑥ 苦情解決第三者委員総括会議について

苦情解決第三者委員総括会議は毎年2月末日に開催していたが新型コロナの影響で本年度中の開催を断念し、年度をまたいだ4月13日に開催した。「社会福祉事業の経営者は常に、その福祉サービスについて、利用者等から苦情の適切な解決に努めなくてはならない」とされ、国の指針により「苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために第三者委員を設置する」ように求められている。そして、その結果を事業報告とホームページに苦情解決結果を公表している。

令和3年度については第三者委員会に直接、苦情が寄せられた件数は0件であり施設でも苦情解決の仕組みに乗せた件数も0件であり、公表する苦情は0件である。